

人権教育指導の手引

～「北朝鮮当局による拉致問題」に関する映像作品の活用について～

「埼玉県人権教育実施方針」（平成25年2月改定）には、「北朝鮮当局による拉致問題」（以下、拉致問題という。）の学校等における推進方策として、次の三点が示されています。

- 拉致問題を人権課題の一つとして捉えさせる取組を推進すること。
- 被害者や被害者家族の心の痛みや叫びに共感する心情の育成を基盤に据えた取組を行うこと。
- 「北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ『めぐみ』」等を活用し、拉致問題についての関心を深めること。

拉致問題とは

1970年代から80年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。その後、捜査や亡命した元北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。

日本政府は、北朝鮮当局による拉致被害者として、17名を認定していますが、この他にも拉致の可能性を排除できない人たちがいます。

平成14（2002）年の日朝首脳会談において、北朝鮮当局は日本人拉致を初めて認め、謝罪しましたが、帰国できた拉致被害者は5名にとどまっています。

それ以降、北朝鮮当局は拉致被害者の再調査を約束するものの、調査を見合わせたり中止したりするなど、北朝鮮当局から拉致被害者等の安否に関する納得のいく説明はありません。

埼玉県では、拉致被害者3名、拉致の可能性を排除できない方18名の安否が未だに確認されていません。

「拉致の発生時期・場所（政府認定の拉致被害者17名）」



（出典）内閣府拉致問題対策本部ホームページ
(<https://www.rachi.go.jp/jp/ratimondai/jian.html>)

拉致問題の啓発・教育に関する国の動き

- 平成18（2006）年、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。法律では「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図るよう努める」ことが、国及び地方公共団体の責務とされ、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められました。
- 平成20（2008）年、文部科学省の「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」において、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」がとりまとめられ、個別的な人権課題「その他」の中に、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」が位置付けられました。
- 平成23（2011）年、法務省の「人権教育・啓発に関する基本計画」が一部変更され、人権課題の一つに、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。その中で、「学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。」と示されました。

DVD等の映像作品の活用について

1 DVD『横田滋 早紀江さんからのメッセージ』の活用について

(1) DVD『横田滋 早紀江さんからのメッセージ』とは

拉致被害者の横田めぐみさんの両親である横田夫妻へのインタビューを収録したDVDです。小学生向け（4分14秒）、中学生向け（5分46秒）、高校生向け（17分23秒）のインタビューが収録されており、児童生徒の発達の段階に応じて活用できます。なお、このDVDは、平成28年度に県内各公立高等学校・特別支援学校（さいたま市を除く）に配布しています。

(2) 活用例（高等学校）

○特別活動〔ホームルーム活動〕

①学習指導要領上の位置付け

(2)適応と成長及び健康安全

ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任

②人権教育上のねらい

拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関する重大な問題であるとともに、人権侵害であることを理解し、拉致被害者やその家族の心の痛みや叫びに共感する心情とともに、拉致問題の解決を自分の問題として捉えようとする態度を育てる。

③展開

◎人権教育上の配慮



DVD『横田滋 早紀江さんからのメッセージ』

| | 学習活動（○主な発問） | 指導上の留意点 |
|-----|---|--|
| 導入 | 1. 拉致問題について概要を確認する。 ○拉致問題について、小・中学校でどのようなことを学習しましたか。 | ・写真や年表等の資料を使い、拉致問題の概要を理解させる。 ◎拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関する重大な問題であるとともに、人権侵害であることを理解させる。 ※本手引の「拉致問題を指導する際の留意点4」の参照すること。 |
| 展開 | ◇DVD『横田滋 早紀江さんからのメッセージ』を視聴する。 2. 北朝鮮へ連れ去られためぐみさんや、突然子供が行方不明になった横田夫妻の気持ちを考える。 ○拉致されためぐみさんや、その家族はどのような気持ちだったと思いますか。 3. めぐみさんの救出活動に取り組む横田夫妻の気持ちに共感し、拉致問題を自分の問題として捉える。 ○めぐみさんが北朝鮮に連れて行かれたことを知った時、横田夫妻はどんな気持ちだったと思いますか。 4. 拉致被害者家族の思いが、国や多くの人々の心を動かし、拉致問題の解決に向けて、様々な取組が行われるようになったことを理解する。 5. 横田夫妻が高校生にお願いしたことを確認する。 ○横田夫妻は、拉致問題について、高校生の皆さんにどのようなことをお願いしていましたか。 | ◎めぐみさんの不安や恐怖、家族の悲しみを想像させるとともに、拉致被害者やその家族の心の痛みや叫びに共感させる。 ・めぐみさんが生きていることを喜ぶとともに、何としても救い出したいと思った横田夫妻の心情に共感させ、拉致問題を自分の問題として捉えさせる。 ・署名活動や講演会等の地道な活動の結果、国内外の人々の関心を高め、拉致問題の解決に向けた様々な取組が行われるようになったことを理解させる。 <横田夫妻からのお願い> ☆拉致問題について他の人に話をする。 ☆友達と拉致問題について話し合う。 ☆自分が被害者だったらと考える。 |
| まとめ | 6. 本時の学習を振り返り、拉致問題を解決するために、自分ができていることを考え、発表する。 ○拉致問題の解決に向けて、あなたにできることは、何だと思いますか。 | ・拉致問題への関心と認識を深め、この問題を解決するために、自分ができていることを考えさせるとともに、他者の意見を参考にして、自己の考えを深めさせる。 ※本手引の「拉致問題を指導する際の留意点6」を参照し、新たな差別や偏見を生まないよう注意する。 |

○公民科〔現代社会〕

①学習指導要領上の位置付け

(2)現代社会と人間としての在り方生き方

オ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割

②教科のねらい

拉致問題についての学習を通して、国際社会における日本の果たすべき役割や日本人の生き方について考察させる。

③人権教育上のねらい

「北朝鮮当局による拉致問題」とは、どのような人権問題であるのかを理解するとともに、拉致被害者やその家族の立場に立って、自分の問題として捉えようとする態度を育てる。

④展開

◎人権教育上の配慮

| | 学習活動（○主な発問） | 指導上の留意点 |
|-------------|--|---|
| 導 入 | <p>1. 日本の戦後の外交関係について振り返る。</p> <p>○日本は、どのような国々との関係の改善を図りましたか。</p> <p>2. 日本と北朝鮮の間には、拉致問題等の問題があることを理解する。</p> <p>○現在、日本と北朝鮮の間には、どのような問題がありますか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・年表から国名を挙げさせ、アメリカ、ソ連、韓国、中国、北朝鮮等との関係の改善を図っていったことを理解させる。 ・写真や年表等の資料を使って説明し、日本と北朝鮮の間には拉致問題や核開発問題等の問題があることを理解させる。 |
| 展 開 | <p>◇DVD『横田滋 早紀江さんからのメッセージ』を視聴する。</p> <p>3. 拉致問題は重大な人権侵害であることを理解し、自分の問題として捉える。</p> <p>○拉致されたことによって奪われためぐみさんの権利には、どのようなものがありますか。</p> <p>4. 横田夫妻らの活動が、拉致問題に対する国内外の関心を高めたことを理解する。</p> <p>○めぐみさんを取り戻すために、横田夫妻はどのような活動を行いましたか。</p> <p>5. 拉致問題や核開発問題等の解決のため、日本は国際社会と連携した取組を行っていることを理解する。</p> <p>○日本は、拉致問題や核開発問題の解決のためにどのような取組をしていますか。</p> | <p>◎拉致問題は重大な人権侵害であることを理解させ、拉致問題を自分の問題として捉えさせる。その際、政治的中立性に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署名活動や講演会、米大統領への訪問等の働きかけについて説明し、横田夫妻ら拉致被害者家族の活動が国内外の人々の関心を高めたことを理解させる。 ・国連や首脳会談の場において拉致問題を提起したり、6か国協議で核開発問題について話し合ったりするなど、日本は国際社会と連携した取組を行っていることを理解させる。 |
| ま と め | <p>6. 本時の学習を振り返り、国際社会における日本の果たすべき役割について考え、発表する。</p> <p>○拉致問題をはじめとした国際的な問題の解決に向けて、日本はどのような役割を果たすべきだと思いますか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・国際社会における日本の果たすべき役割について考えさせるとともに、他者の意見を参考にして、自己の考えを深めさせる。 <p>※本手引の「拉致問題を指導する際の留意点6」を参照し、新たな差別や偏見を生まないよう注意する。</p> |

(3) 活用のポイント

- 各教科等のねらいとともに人権教育上のねらいを達成できるように、指導者は事前にDVDを視聴し、どの場面で、どのような発問を児童生徒に投げかけるかなどについて考えてみましょう。
- 授業の導入などで拉致問題の概要にふれる際には、小・中学校で学習したことを発表させたり、写真や年表等の資料を用いたりするなど工夫しましょう。なお、平成27年度「新たな人権課題に対応した指導資料」（埼玉県教育委員会）や内閣官房拉致問題対策本部のホームページには、指導の参考となる資料が掲載されています。
- 横田夫妻の言葉から、いくつかの焦点に絞った発問をすることで、拉致問題に対する理解を深めることができます。拉致被害者や被害者家族の心の痛みや叫びに共感する心情や、拉致問題の解決を自分の問題として捉えようとする態度を育てましょう。
- 指導にあたっては、拉致に関与しない朝鮮半島の人々や朝鮮半島につながりのある日本で生活する人々に対する差別を生まないよう配慮しましょう。

2 アニメ『めぐみ』について

(1) アニメ『めぐみ』とは

昭和52（1977）年、当時中学1年生の横田めぐみさんが、学校からの下校途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材として、残された家族の苦悩や、懸命な救出活動の様を描いた25分間のドキュメンタリーアニメです。

平成20年度に拉致問題対策本部から全ての市町村立学校、市町村教育委員会、県立学校、県立図書館に配布されています。

なお、アニメ『めぐみ』の動画ファイルは、内閣官房拉致問題対策本部ホームページから無料でダウンロードすることができます。（<http://www.rachi.go.jp/jp/megumi/index.html>）

(2) 活用例

「人権教育指導の手引～アニメ「めぐみ」の活用について～」（平成21年12月埼玉県教育委員会）には、小学校道徳、中学校社会科、高等学校ホームルーム活動の学習指導案を掲載していますので、指導の参考にしましょう。



拉致問題啓発アニメ『めぐみ』



「人権教育指導の手引
～アニメ「めぐみ」の活用について～」

拉致問題を指導する際の留意点

拉致問題について児童生徒に指導する際は、次の六つの点に留意しましょう。

- 1 児童生徒の発達段階や学校・家庭・地域社会の実態、教育の政治的中立性に配慮しながら、拉致問題を人権課題の一つとして捉えさせましょう。
- 2 人権教育の視点に立ち、拉致被害者や被害者家族の心の痛みや叫びに共感する心情とともに、拉致問題の解決を自分の問題として捉えようとする態度を育てましょう。また、学習を通して育まれた共感する心は、他の人権課題について学習する際にも大切であるという点に気付かせ、今後の人権学習に生かすという視点をもちましょう。
- 3 教科（社会科、地歴科、公民科）、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動（学級活動、ホームルーム活動等）における取組が考えられます。なお、指導にあたっては、各教科・科目等の目標を明確にするとともに、人権教育上のねらい・視点・配慮を位置付けましょう。
- 4 小・中学校の社会科、高等学校の地歴科、公民科の教科書には、平成14（2002）年に日朝首脳会談で北朝鮮当局が日本人を拉致した事件が問題となり、拉致被害者の一部とその家族が帰国したものの、多くの課題を残しているといった内容が記述されています。他の教科等で指導する場合は、教科書のこうした記述との関連を図りながら指導しましょう。
- 5 DVD等の映像作品の活用、拉致問題作文コンクール（拉致問題対策本部が平成29年度から実施）への応募、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）のポスター掲示や啓発週間に合わせた取組等を、各学校の児童生徒の実態や各教科等の内容とも関連付けながら、年間指導計画に基づいて計画的に指導しましょう。
- 6 拉致問題は、北朝鮮当局による重大な人権侵害ですが、拉致に関与しない朝鮮半島の人々や朝鮮半島につながりのある日本で生活する人々に責任を帰する問題ではないことを押さえる必要があります。

アニメ『めぐみ』の中で、拉致被害者の横田めぐみさんの母、早紀江さんは、次のように述べています。

「私たちは北朝鮮に住む一般市民の人たちを憎んだり恨んだりしているわけではありません。ただ親として、今も北朝鮮に囚われの身となっている娘を助け出したいだけなのです。」

学習にあたっては、民族や出身国の違いなどにより、罪のない子供たちが差別や偏見を受けることがないように、適切な配慮をしましょう。

現在、社会問題となっている特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）については、平成28（2016）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。この法律とラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などに関連付けた学習なども有効です。

〔参考資料〕平成28年度「新たな人権課題に対応した指導資料」（平成29年3月埼玉県教育委員会）

この指導資料には、「外国人の人権」を扱った学習指導案や参考資料等を掲載しています。

※ 埼玉県教育局市町村支援部人権教育課のホームページからダウンロードすることができます。



拉致問題対策本部作成の啓発ポスター



法務省作成の啓発ポスター



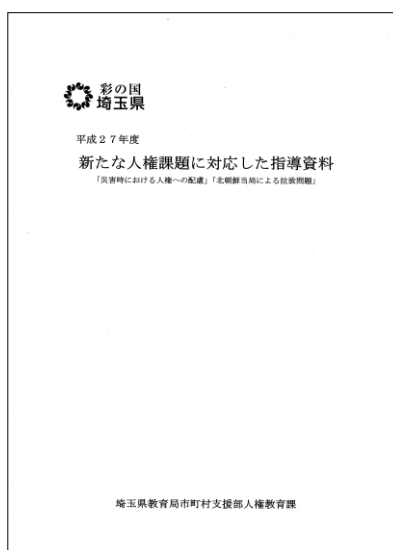
平成28年度「新たな人権課題に対応した指導資料」

参考資料

- 1 内閣官房拉致問題対策本部ホームページ (<http://www.rachi.go.jp/>)
 - 2 埼玉県教育委員会が作成した「拉致問題」を扱った資料
 - (1) 「人権教育指導の手引～アニメ「めぐみ」の活用について～」(平成21年12月)
小学校道徳、中学校社会科、高等学校ホームルーム活動の学習指導案を掲載しています。
 - (2) 「人権教育資料～指導実践の手引～」(平成22年3月)
中学校社会科の学習指導案を掲載しています。
 - (3) 平成27年度「新たな人権課題に対応した指導資料」(平成28年3月)
高等学校ホームルーム活動の学習指導案、参考資料を掲載しています。
 - (4) 「人権感覚育成プログラム(社会教育編)」(平成21年3月)
保護者をはじめとした県民を対象にした内容で、参加体験型の学習活動を通して、自分自身を見つめ、人とかかわりながら人権感覚を育むよう工夫されたプログラムを掲載しており、保護者会等で活用できます。
- ※ 2(1)～(4)の資料は、埼玉県教育局市町村支援部人権教育課のホームページからダウンロードすることができます。(<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/f2218/>)



「人権教育資料
～指導実践の手引～」



平成27年度「新たな人権課題に
対応した指導資料」



「人権感覚育成プログラム」
(社会教育編)



埼玉県のマスコット
コバトン&さいたまっち

人権教育指導の手引

～「北朝鮮当局による拉致問題」に関する映像作品の活用について～

平成30年8月

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-6895 E-mail：a6890@pref.saitama.lg.jp